

令和5年5月15日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三井住友銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
町田法人営業部	東京都町田市原町田 6-3-8	東京都町田市原町田 6-12-1	2023年5月8日
飯田橋法人営業部	東京都新宿区揚場町 1-18	東京都文京区後楽 2-6-1	2023年5月8日

(2) 変更の理由

営業部の移転のため